

河津町防災だより

令和7年8月6日
発行:河津町防災課
電話:34-1112

○総合防災訓練（自助の取り組み）を行います

河津町総合防災訓練 8月31日（日）

大規模地震は、いつ発生してもおかしくありません。

河津町では南海トラフ地震が発生した場合、**震度6弱**の地震が発生し、強弱を繰り返しながら強く大きな揺れが**3～4分間継続**する可能性が高いと想定されています。今年度の総合防災訓練は、**厳しい暑さによる熱中症のリスク等を考慮し**、例年実施しているような各避難所等での訓練は行わず、各家庭でできる「自助」の取り組みとして災害時の避難方法、家族との連絡手段、非常持出品の再確認をお願いします。また、各地区自主防災会にあっては、防災無線による通信訓練、資機材点検をお願いします。

内 容 各家庭でできる防災訓練

- 河津町防災ガイドマップを使用した訓練（非常持出品や危険区域の確認など）
- 内閣府「南海トラフ地震 ―その時の備え―」（令和4年3月2日全戸配布）参照
※内閣府HPからも参照可
- わたしの避難計画作成（作成ガイドを見ながら計画書作成）



内閣府
「南海トラフ地震
―その時の備え―」

○南海トラフ臨時情報とは？

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ地震の周期性や連続性を活用したもので、南海トラフ沿いで普段と異なる現象が観測された場合に、連動するおそれがある大規模地震を警戒して気象庁が発表する情報で、「巨大地震警戒」と「巨大地震注意」等があります。令和6年8月8日、日向灘を震源とする地震発生の際に初めて「巨大地震注意」が発表されました。

・臨時情報が出た場合の対応

- 巨大地震警戒** ⇒ 日頃からの地震の備えを再確認する
※津波到達までに明らかに避難が完了できない住民は、1週間の事前避難
- 巨大地震注意** ⇒ 日頃からの地震の備えを再確認する
※必要に応じて避難を自主的に実施

・河津町における事前避難対象地域

河津町では住民事前避難対象地域は設定せず、**高齢者等事前避難対象地域（高齢者、障害者、乳幼児対象）**を設定

- 対象地域は津波浸水想定区域全域
- 避難場所は、役場保健福祉センター

※南海トラフ臨時情報発表の流れについては裏面、内閣府「南海トラフ地震 ―その時の備え―」抜粋を参照。

《事前避難対象地域の設定》

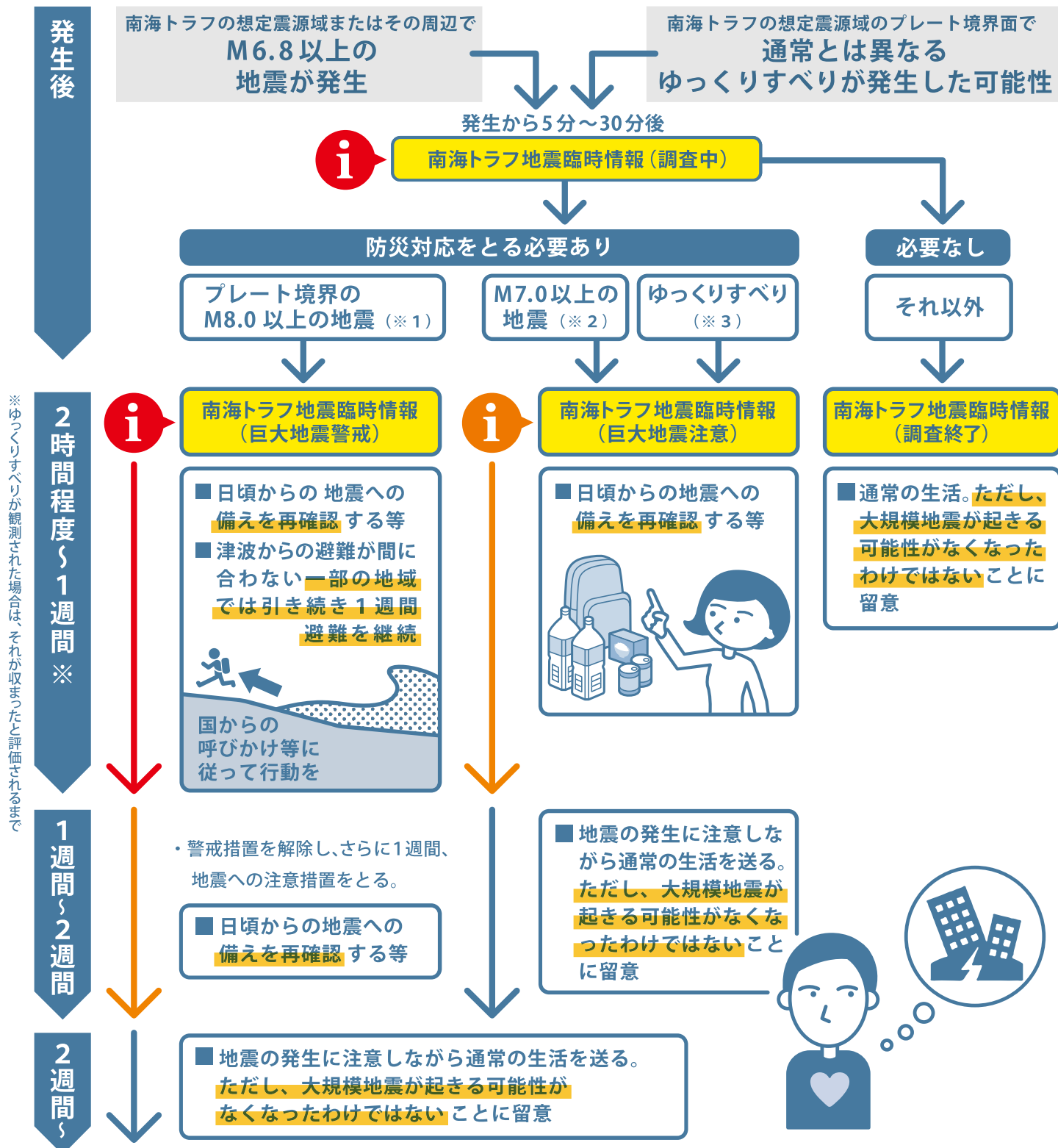




時間差で発生する巨大地震に備えましょう ～南海トラフ地震臨時情報～

- ・南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表されます。
- ・政府や地方公共団体などからの呼びかけ等に応じた防災対応をとりましょう。

地震発生後の防災対応の流れ



※1 想定震源域のプレート境界で M8.0 以上の地震が発生

※2 想定震源域、またはその周辺で M7.0 以上の地震が発生（ただし、プレート境界の M8.0 以上の地震を除く）

※3 住民が揺れを感じることがない、プレート境界面のゆっくりとしたずれによる地殻変動を観測した場合など